建築基準法第86条第1項、第2項及び第86条の2第1項の規定に基づく

# 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の認定基準

(札幌市一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の認定基準)

令和5年(2023年)12月 札幌市

# 目 次

| 第1節 | i<br>趣            | 旦目     |   | • • • | • • • • • | <br> | • • • • • | Р. | 1 |
|-----|-------------------|--------|---|-------|-----------|------|-----------|----|---|
| 第2節 | i 用語(             | の定義    |   | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 1 |
| 第3節 | i 適用領             | 範囲     |   |       |           |      |           |    |   |
| 1   | 地域·               | 地区     |   | • • • | • • • • • | <br> | • • • • • | Р. | 2 |
| 2   | 認定の               | 単位     |   | • • • |           | <br> |           | Р. | 2 |
| 3   | 対象区               | 域の面積   |   | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 2 |
| 4   | 前面道               | 路幅員及び接 | 道 | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 2 |
| 第4節 | i 設計              | 基準     |   |       |           |      |           |    |   |
| 1   | 容積率               |        |   | • • • |           | <br> |           | Р. | 3 |
| 2   | 建ぺい               | 率      |   | • • • | • • • • • | <br> | • • • • • | Р. | 3 |
| 3   | 高さ                |        |   | • • • |           | <br> |           | Р. | 3 |
| 4   | 区域内               | 通路等    |   | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 4 |
| 5   | 延焼防               | 正      |   | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 4 |
| 6   | 採光•               | 通風     |   | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 5 |
| 7   | 日影                |        |   | • • • | • • • • • | <br> | • • • • • | Р. | 5 |
| 第5節 | i 維持 <sup>統</sup> | 管理     |   |       |           |      |           |    |   |
| 1   | 対象区               | 域内の維持管 | 理 | • • • | • • • • • | <br> |           | Р. | 6 |
| 2   | 標示板               | の設置    |   | • • • |           | <br> |           | Р. | 6 |
| 第6節 | i 同意              | 等      |   | • • • |           | <br> | • • • • • | Р. | 6 |
| 第7節 | i 基準(             | の特例    |   |       |           | <br> |           | Р. | 7 |

## 第1節 趣 旨

本基準は、建築基準法第86条第1項、同条第2項及び第86条の2第1項の規定に 基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等(一団地の総合的設計制度及び連 担建築物設計制度)の認定制度の活用を図るために定めたものです。

この制度は、良好な市街地環境の確保及び土地の有効利用を目的とするものであり、本認定を受けた建築計画は、対象区域内に建築される1又は2以上の建築物を一の敷地にあるものとみなして、接道義務、容積率制限、建ペい率制限、斜線制限、日影制限等が適用されます。

## 第2節 用語の定義

(1) 法

建築基準法(昭和25年法律第201号)

(2) 令

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)

(3) 市条例

札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)

(4) 敷地

令第1条第1号に規定する敷地

(5) 対象区域

法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の認定を受ける土地の区域

(6) 道路

法第42条に規定する道路

(7) 区域内通路

対象区域内に設ける避難上有効な通路

(8) 居住用建築物

戸建住宅、共同住宅、寄宿舎等の居住の用に供する部分を含む建築物

(9) 関係権利者

申請者以外に、対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者

## 第3節 適用範囲

#### 1 地域・地区

対象区域は、市街化区域に属すること。

#### 2 認定の単位

- (1) 法第86条第1項の規定による認定(一団地の総合的設計制度)の場合は、その対象 区域は道路境界線及び隣地境界線で区画された範囲とし、対象区域内の建築物は法 第86条第7項に該当する場合を除き同時期に建築、大規模の修繕又は大規模の模様 替がなされるものであること。また、道路幅員12m以下で通過交通量が少ない道路 のうち市長が特に認めたものについては、当該道路をまたいだ複数街区にわたる土 地を対象区域とすることができる。
  - (2) 法第86条第2項の規定による認定(連担建築物設計制度)の場合は、その対象区域は道路及び川等を含まない連続した土地で、道路境界線及び隣地境界線で区画された範囲とし、対象区域内には、一体的な建築計画を妨げる塀等のないものであること。
  - (3) 対象区域の形状は著しく不整形にならないこと。

#### 3 対象区域の面積

対象区域の面積は 2,000 m<sup>2</sup>以上であること。

#### 4 前面道路幅員及び接道

対象区域の主たる前面道路の幅員は表 1 (ア) 欄の用途地域(対象区域が 2 以上の用途地域の内外にわたる場合には、過半の属する用途地域)の区分に応じて、同表(イ)欄の数値以上とし、当該前面道路は同欄に掲げる幅員以上の他の道路に有効に接続していなければならない。

また、対象区域は当該前面道路に同表(ウ)欄の数値以上有効に接するものでなければならない。

表1

| (ア)用途地域                    | (イ)前面道路 | (ウ) 当該前面道路に接する部分の<br>対象区域の外周に対する割合 |
|----------------------------|---------|------------------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域 | 8m      | 1/6                                |
| 上記以外の用途地域                  | 12m     | 1/6                                |

# 第4節 設計基準

#### 1 容積率

敷地間の容積移転による各敷地の容積率の最高限度は、当該敷地の基準容積率の 1.5 倍とする。ただし、街区間の容積移転はできないものとする。

#### 2 建ペい率

対象区域の基準建ペい率は、法第53条の規定による値(角地の特例は対象となる敷地に適用し、対象区域の建ペい率は加重平均による値)をいう。

#### 3 高さ

- (1) 建築物の各部分の高さの制限に関する規定の適用は、対象区域の外周をもって道路境界線又は隣地境界線とみなす。なお、対象区域が道路をまたぎ複数街区にわたる場合は、当該道路から道路斜線制限を適用する。
- (2) 令第 132 条に規定する 2 以上の前面道路がある場合の特例については、建築物の前面道路が 2 以上ある場合に適用する。

#### 4 区域内通路等

- (1) 対象区域内には、各敷地(道路に有効に接する敷地を除く)が2m以上有効に接する位置に、次のア〜エに適合する区域内通路を設けなければならない。ただし、対象区域内の全ての敷地が道路に有効に接する場合はこの限りではない。
  - ア 幅員が4m以上であること。
  - イ 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号から第 5 号の規定に適合すること。
  - ウ 通路と道路の接続部分は、通路幅員以上で道路に接していること。
  - エ 区域内通路と他の部分との境界は、縁石等により区画すること。
- (2) 対象区域内に4階以上又は軒高15m以上の建築物がある場合は、対象区域内に、 はしご付消防自動車等による消防活動上有効な進入路及び空地を設けなければなら ない。
- (3) 区域内通路及び(2)に規定する進入路は、冬期間も有効に保持しなければならない。

#### 5 延焼防止

- (1) 対象区域内の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、附属建築物等で位置、用途及び規模により防火上支障がない場合は、この限りではない。
- (2) 法第86条の4(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)の規定は、本基準5(1)にも適用する。
- (3) 法第86条の4の規定は、対象区域内で隣接する建築物の外壁のそれぞれの開口部 (法で定める防火戸その他の防火設備が設けられているものを除く。)が、最短の水 平距離 (水平投影面積による最短距離)で1階では6m、2階以上では10m以上離れている場合に適用する。ただし、法第61条の規定により、防火地域において防火戸 その他の防火設備の設置を求められる建築物についてはこの限りでない。

#### 6 採光・通風

(1) 採光・通風のための空地を設けるため、対象区域の計画建ペい率は、次の式により 計算した数値を上限とする。ただし、当該数値が40%を下回る場合は、上限を40% とすることができる。また、算定に際しては、建築物に附属する自動車車庫及び駐輪 場の用途に供する建築物又は建築物の部分を除くことができる。

#### 計画建ペい率の上限(%)=基準建ペい率-20%

- (2) 法第53条第6項第1号に該当する建築物(建ペい率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物)には、(1)の規定は適用しない。
- (3) 建築物は、道路境界線及び対象区域の境界線から 1.5m以上離して建築、大規模の 修繕又は大規模の模様替をしなければならない。ただし、附属建築物等で位置、用途、 規模及び構造により衛生上及び防火上支障がない場合は、この限りではない。
- (4) 法第28条に規定されている採光に有効な部分の面積の算定については、相対する 建築物からの距離によって算定する。

#### 7 日影

- (1) 対象区域内の建築物による複合日影は、法第56条の2の規定に適合するものでなければならない。
- (2) 対象区域内の居住用建築物の居住室の開口部に対し、冬至日において表 2 に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。

表 2

| 用途地域   | 真太陽時午前 9 時から午後 3 時までの間の日<br>影時間 |
|--|---------------------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 3 時間                            |
| 上記以外の用途地域  | 4 時間                            |

### 第5節 維持管理

#### 1 対象区域内の維持管理

- (1) 申請者は、対象区域内の建築物及び敷地内の維持管理者を「対象区域内の維持管理に関する誓約書」(第1号様式)等により明確にし、関係権利者及び入居者(入居予定者を含む。)に対して、認定の内容及び別紙1の留意事項について周知徹底を図らなければならない。また、対象区域内の土地及び建築物の譲渡又は貸与等を行う場合は、譲渡又は貸与等を行う者の責任において認定の内容及び別紙1の留意事項を十分説明しなければならない。
- (2) 対象区域内の維持管理者は、申請図書を保管しなければならない。
- (3) 分譲住宅を含む居住用建築物を建築する場合は、対象区域全体を単位とする管理組織を設立し、認定の内容の遵守を含めた管理規約を定めなければならない。また、申請時には、管理規約又は分譲契約書の案等を添付すること。

#### 2 標示板の設置

申請者は、対象区域内の敷地及び建築物等が法第86条第1項、第2項又は第86条の2第1項の規定に基づく認定を受けたものである旨を、第2号様式の標示板により、対象区域内の適切な場所に標示しなければならない。なお、標示板は材質をステンレス等の耐候性・耐久性に富んだものとし、堅固に固定すること。

# 第6節 同意等

- (1) 法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請者は、関係権利者がいる場合には、当該申請に係る建築物等の計画について、あらかじめこれらの者が同意をしていることを証する書面(第3-1号様式及び第3-2号様式又はこれに準ずる書面)を添付しなければならない。
- (2) 法第86条の2第1項の規定による認定の申請者は、関係権利者がいる場合には、当該申請に係る建築物等の計画について、あらかじめこれらの者に十分に説明を行い、その説明のために講じた措置を記載した書面(第4号様式又はこれに準ずる書面)を添付しなければならない。
- (3) 将来の土地取引等のトラブルの未然防止のため、当該申請に関して関係権利者等の間で結ばれた約束については、協定締結、民事上の契約、地役権の登記等が積極的に行われることが望ましい。

# 第7節 基準の特例

- (1) この基準に不適合な部分を有する既認定の変更を行う場合は、原則として、不適合な部分の改善を行い、この基準に適合するようにしなければならない。ただし、不適合な度合が直近の認定の内容から悪化するものでなく、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、前節までの規定にかかわらず認定できるものとする。
- (2) この基準により難いと判断される計画については、この基準と同等以上の環境整備が図られ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、前節までの規定にかかわらず認定できるものとする。

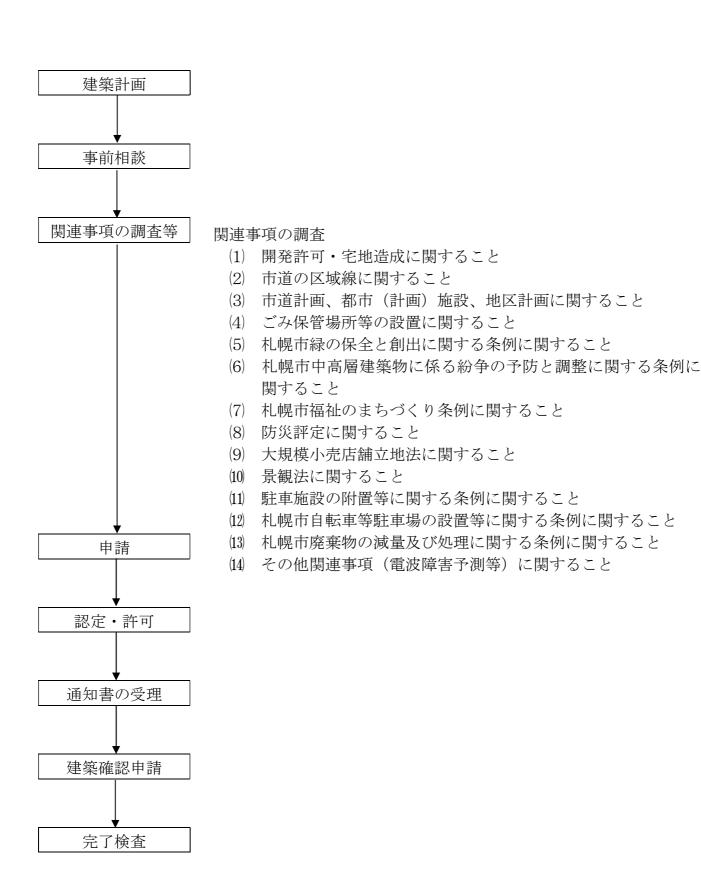
#### 改正履歴 (主なもの)

- (1) 昭和49年6月1日 制定
- (2) 昭和56年7月1日 改正
- (3) 昭和57年2月1日 改正
- (4) 平成6年12月1日 改正
- (5) 平成12年10月20日 改正
- (6) 平成16年12月1日 改正
- (7) 平成29年4月1日 改正
- (8) 令和 4 年 3 月 29 日 改正
- (9) 令和5年12月11日 改正

# 認定申請に必要な書類(正副2部)

- 1 認定申請書(第61号様式)
- 2 認定計画書(第64号様式)
- 3 敷地単位の建築計画概要(別記第5号様式又はこれに準ずるもの)
- 4 適格判定書(別記第6号様式)
- 5 委任状
- 6 地番図、公図の写し又はこれらと同等の内容を記載したもの
- 7 土地の登記簿謄本の写し(原則3か月以内に発行したもの)又はこれらと同等の内容を記載したもの
- 8 建築基準法施行規則第 10 条の 16 第 1 項第一号の表に掲げる図書(配置図には、下 記(1)~(4)についても記載)
  - (1) 区域内通路の令第 144 条の 4 第 1 項各号への適合状況及び他の部分との境界の区 画方法
  - (2) 消防自動車進入計画路及び消火活動展開空地
  - (3) 消火栓
  - (4) 標示板 (別記第2号様式) の設置位置
- 9 法第86条第1項及び第2項の規定による認定の申請の場合は、申請同意書(別記第3-1号様式及び別記第3-2号様式又はこれに準ずるもの)
- 10 法第86条の2第1項の規定による認定の申請の場合は、申請に係る建築物等の計画に関する説明に講じた措置を記載した書面(別記第4号様式又はこれに準ずるもの)
- 11 対象区域内の建築物及び敷地等の維持管理者を明確にする書面(別記第1号様式)
- 12 対象区域及び敷地面積の求積図又は地積測量図(対象区域又はいずれかの敷地が2以上の用途地域の内外にわたる場合には、それぞれ用途地域ごとの面積がわかるものとすること。)
- 13 建築面積及び延べ面積の求積図
- 14 その他、市長が必要と認めて指示した図書

#### 参考 手続きの流れ (法第86条)



# 対象区域内の維持管理に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(維持管理者)

住 所

氏 名

連絡先

〈申請者氏名〉が行った建築基準法第86条 第 項の規定による申請の対象 区域内については、申請書及びその添付図書に基づき、建築物及び敷地等を適切に維持 管理していくことを誓約します。

なお、維持管理者を変更する場合には、この誓約を必ず継承します。

記

〈対象区域 〉 札幌市 区

#### 第2号様式

右図に示す区域及び区域内の建築物は、建築基準法に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を受ける区域及び建築物として認定されたものです。

500 mm以上

年月日(複)認第号

管理者

連絡先

700 mm以上 -

# 申請同意書について

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所

氏 名

建築基準法第86条第 項の規定により、別添のとおり同意を得ましたので提出いたします。

### 申請同意書

年 月 日

申請者

住 所 氏 名

権利者

住 所 氏 名

Ø

(実印)

建築基準法第86条第 項の規定による申請書及び添付図面等に記載されている計画について同意します。

なお、下記の土地については、他に借地権等を有する関係権利者は、一切おりません。

記

対象区域内にある土地に関する事項

1. 権利の対象となる物件 :

2. 地名地番 :

3. 権利の種別 :

#### (注意事項)

- 1 別紙1の「建築基準法第86条認定等についての留意事項」の内容を確認の上、 記名押印して下さい。
- 2「権利の対象となる物件」には、土地・建物・工作物等の物件を記入してください。
- 3「権利の種別」には権利の対象となる物件の所有者・借地権を記入してください。
- 4 添付図書として、公図の写し、土地・建物の登記簿謄本、印鑑登録証明書を添えてください。
- 5 借地権を有する権利者がいる場合、および「権利の種別」が借地権の場合は、 部分は、削除してください。

# 申請に係る建築物等の計画に関する説明について

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所

氏 名

建築基準法第86条の2第1項の規定による認定の計画について、別添の資料を用いて関係権利者に説明を行いましたので提出いたします。

#### 第5号様式

|                   |     | man Lan |     |    |             |                     |             |             |                   |
|-------------------|-----|---------|-----|----|-------------|---------------------|-------------|-------------|-------------------|
| 敷地単位の建            | 梁計  | 画概      | 要   |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地名称(             |     |         |     |    | 敷地)         | 用途地域等(              |             |             | )                 |
| 基準建ペル率            |     |         |     |    | %           | 建ペい率                |             | %           | 容積移転率             |
| 基準容積率             |     |         |     |    | %           | 容積率                 |             | %           |                   |
| 用途                | 構   | 造       | 階   | 数  | 最高高さ<br>(m) | 軒の高さ<br>(m)         | 建築面積<br>(㎡) | 延べ面積<br>(m) | 容積対象<br>床面積(㎡)    |
|                   |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地面積              |     |         |     |    | mi          | 21-                 |             |             |                   |
| ALCOM IX          |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地名称(             |     |         |     |    | 敷地)         | 用途地域等(              |             |             | )                 |
| 基準建ペい率            |     |         |     |    | %           | 建ペい率                |             | %           | 容積移転率             |
| 基準容積率             |     |         |     |    | %           | 容積率                 |             | %           |                   |
| 用途                | 構   | 造       | 階   | 数  | 最高高さ<br>(m) | 軒の高さ<br>(m)         | 建築面積<br>(㎡) | 延べ面積<br>(㎡) | 容積対象<br>床面積(㎡)    |
|                   |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地面積              |     |         |     |    | m²          | #                   |             |             |                   |
| 敷地名称(             |     |         |     |    | 敷地)         | 用途地城等(              |             |             | 1                 |
| 基準建ペい率            |     |         |     |    | %           | 加速地域寺(              |             | %           | 容積移転率             |
| 基準容積率             |     |         |     |    | %           | 容積率                 |             | %           | <b>在村具有罗邦公</b> 中。 |
| 用途                | 構   | 造       | 階   | 数  | 最高高さ<br>(m) | 軒の高さ<br>(m)         | 建築而積<br>(㎡) | 延べ而積 (㎡)    | 容積対象<br>床面積(㎡)    |
|                   |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
|                   |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地面積              |     |         |     |    | mî          | #                   |             |             |                   |
| All Inc. to the C |     |         |     |    | M. Id. V    | MINA DELIBERT       |             |             |                   |
| 敷地名称(             |     |         |     |    | 敷地)         | 用途地域等(              |             |             | )                 |
| 基準建ペい率            |     |         |     |    | %           | 建べい率                |             | %           | 容積移転率             |
| 基準容積率             |     |         | Т   |    |             | 容積率                 | 建築面積        | 延べ面積        | 容積対象              |
| 用途                | 構   | 造       | 階   | 数  | 最高高さ<br>(m) | 軒の高さ<br>(m)         | (m²)        | (m²)        | 床面積(㎡)            |
|                   |     |         |     |    |             |                     |             |             |                   |
| 敷地面積              |     |         |     |    | nd          | <del>2</del> +      |             |             |                   |
| 灰地山傾              |     |         |     |    | mî          | βŢ                  |             |             |                   |
| ※1 用途地域           | は、敷 | 地单      | 位のi | 過半 | の用途地域       | 名を記入すること<br>用途地域等に記 | •           |             |                   |

### 第6号様式

|     | 対象区域の規模                        |   |                      |         |
|-----|--------------------------------|---|----------------------|---------|
| (1) |                                | $\stackrel{2}{=}  \stackrel{2}{=}  2,000 \text{ m}^2$ |                      |         |
|     | (道路、公園等公共的な敷地は含まない。            |   |                      |         |
| (2) | 接道条件                           |   |                      |         |
|     |                                | <u>1</u> =  | $\geq \frac{1}{}$ (0 | . 166)  |
|     | (敷地外周長さ) n                     | 1   | = 6                  | . 100)  |
| (3) | 容積率                            |   |                      |         |
|     | 対象区域内の建築物<br>の延べ面積の合計 対象区域の    | 面積  |                      |         |
|     | m <sup>2</sup> ÷               | $m^2 \times 100 =$                                    | %≦                   | C<br>/  |
|     |                                |   |                      |         |
| (4) | 建ぺい率                           |   |                      |         |
|     | 対象区域内で附属車庫等<br>を除く建築面積の合計 対象区域 | の面積   | 計画建<br>(基準建ペル        |         |
|     | m <sup>2</sup> ÷               | $m^2 \times 100$                                      | %≦                   | 0       |
|     |                                | =   |                      |         |
|     | 対象区域内の                         | 而積  | 基準建                  | 。<br>い本 |
|     | 建築面積の合計 対象区域の                  | 四位  | <del>月</del> (田伊、    |         |

# 建築基準法第86条認定等についての留意事項

建築基準法第86条又は第86条の2に基づく認定申請の対象区域内の建築物及びその敷地については、建築基準法上、対象区域を複数の建築物の一の敷地とみなして容積率等の規制が適用され、下記の制約がかかりますので、留意願います。

なお、土地所有者等の当事者間で結ばれた約束については、協定締結、民事上の契約、 地役権の登記等を行うと、将来の土地取引等のトラブル防止になります。

記

- ・ 対象区域内の敷地及び建築物については、認定された内容のとおり適切に維持管理 する必要があること。
- ・ 対象区域内の適切な場所に、対象区域内の建築物の位置、区域内通路等の位置を明らかにした標示板を設置しなければならないこと。
- ・ 対象区域内の土地又は建築物の譲渡又は貸与等を行う場合は、譲渡又は貸与等を行 う者の責任において、認定内容及びここに記載されている留意事項を継承させなけれ ばならないこと。
- ・ 対象区域内での建築、大規模の修繕又は大規模の模様替にあっては、別途建築基準 法第86条の2の規定による認定等が必要であること。
- ・ 認定の取消しにあたっては、対象区域内の土地所有者及び借地権を有する者の全員 の合意を得た上で、建築基準法第86条の5の規定による手続きが必要であること。ま た、認定を取消したとしても対象区域内のすべての建築物が建築基準関係規定に適合 するものでなければ、その取消しはできないこと。
- ・ 上記以外でも、認定内容に影響を与える行為を行う場合は、札幌市建築指導部管理 課との協議及び所定の手続きが必要となること。
- ・ 対象区域内の土地又は建築物の売買等を行う場合には、認定等を受けていることが、 宅地建物取引業法の重要事項説明の対象となっていること。

札幌市都市局建築指導部管理課 連絡先 011-211-2859